

【民事訴訟法】

問題

以下のA、Bの言い分を読んで、設問1、設問2に答えなさい。

Aの言い分：私は、2022年11月1日に、弁済期2023年8月31日の約定のもと、B氏に300万円を貸しました。約束の期限を過ぎても支払いがないので、B氏に催促をしましたが、B氏は言を左右にして支払ってくれません。この貸金債権（以下、「本件債権」という）を支払ってもらいたいと思います。

Bの言い分：A氏は、私がA氏から300万円を借りたと何度も支払請求をしますが、身に覚えがありません。

設問1

AがBを被告として、本件債権を請求する訴訟を提起したものとする（以下、「本件訴訟」という）。裁判所の審理の結果、本件債権に関してBが金銭を受け取ったという事実の存否が不明の場合、裁判所はどのような判決を下すことになるか。

設問2

本件訴訟の口頭弁論期日において、Bは「A氏からお金を受け取っていません。私は、2022年のサマージャンボ宝くじで500万円に当選し、お金には困っていないのです。」と陳述した。このBの陳述は、本件訴訟においてどのような意味を有するか。(1) 否認・抗弁のいずれに該当するか、及び(2)「宝くじ当選」の事実の主張は、証明すべき主要事実との関係でどのような機能を有するのかの観点から記しなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、設問1、設問2と見出しをつけて記入しなさい。

【刑事訴訟法】

以下の【事例】を読み、【設問】に答えなさい。

【事例】

令和5年10月2日午前1時頃、東京都A区A町1丁目所在のV方で、強盗殺人事件が発生した。V方に生存者はおらず、近隣住民の目撃情報もなかったが、V方庭先に設置された防犯カメラの映像（以下、「防犯カメラ映像」とする。）には、V方の庭に面したガラス扉を破壊してV方内に侵入する人物の姿が映っていた。その後、警察官らは、防犯カメラ映像の人物と髪型や背格好等が酷似するXが、B区B町3丁目所在のアパート「B荘」101号室に居住しているという情報を得た。そこで、警察官らは、防犯カメラ映像の人物とXが同一人物であることを確認するため、「B荘」と通りを隔てたアパート「Cハイツ」102号室の使用許可を適法に得た上で、そこから「B荘」101号室周囲の観察を続けた。Xが数日間外出する様子がなかったことから、警察官らは、「Cハイツ」102号室内から望遠レンズ付きカメラを用いて、「B荘」101号室玄関扉横の窓のカーテンの隙間を通して室内にいるXの顔写真5枚を無令状で撮影した（本件撮影①）。しかし、いずれの写真も不鮮明であり、防犯カメラ映像の人物とXの同一性を確認するまでには至らなかった。その後も観察を続けたところ、本件撮影①が行われた日から3日後に、Xが漸く外出したため、警察官らは、同じく「Cハイツ」102号室内から望遠レンズ付きカメラを用いて、「B荘」前の公道を歩くXの顔写真5枚及び全身写真5枚を無令状で撮影した（本件撮影②）。

【設問】

- 1 本件撮影①の適法性について論じなさい。
- 2 本件撮影②の適法性について論じなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、設問1、設問2と見出しをつけて記入しなさい。

※